

# 自己株式取得・現物配当の 会計処理案

制度調査部  
吉井 一洋

## 新生会社法に対応した見直し

### 【要約】

ASBJ（企業会計基準委員会）は、新生「会社法」に対応するため、次の場合の会計処理について検討を行っている。

1. 自己株式取得の対価がその発行会社の他の種類株式の場合
2. 自己株式取得の対価が現金以外の財産の場合
3. 現物配当を行う場合

上記のうち、2、3 については交付・配当する財産について譲渡損益を計上する会計処理が検討されている。

新しい会計処理の公開草案は8月上旬に公表される予定である。

ASBJ（企業会計基準委員会）は、新生「会社法」に対応した会計処理基準・適用指針の見直しのため、「会社法対応専門委員会」を設けて検討を行っている。

新生「会社法」により、自己株式取得についても制度変更が行われ、次のような場合について、会計処理を定める必要が生じている。

1. 自己株式取得の対価がその発行会社の他の種類株式の場合
2. 自己株式取得の対価が現金以外の財産の場合

新生「会社法」では、自己株式取得は配当などと共に「剰余金の配当等」と整理されて、統一的な財源規制に服することとなる。2は、剰余金の配当等の対価が自由化されることにより必要となる会計処理である。同様に次についても新たな会計処理を定める必要が生じている。

3. 現物配当を行う場合

現在までのところ、次のような会計処理が検討されている。

### 1. 自己株式取得の対価がその発行会社の他の種類株式の場合

#### (1) 発行会社が他の種類株式を新しく発行する場合

取得する自己株式の取得原価はゼロとする。

#### (2) 自己株式として有している他の種類の株式を交付する場合

新しく取得する自己株式の取得原価は、交付（処分）した他の種類株式の帳簿価額とする。

### 2. 自己株式取得の対価が現金以外の財産の場合

交付する金銭以外の財産の時価と取得する自己株式の時価のうち、より信頼性の高い方を自己株式



の取得原価とする。自己株式に市場価格がある場合は、一般的にはこの市場価格を用いて自己株式の取得原価を算定する。

自己株式の取得原価と交付する金銭以外の財産の帳簿価額との差額は、損益に計上する。即ち、交付する金銭以外の財産について譲渡損益を計上することになる。

### 3. 現物配当を行う場合の会計処理

配当の効力発生日における、配当する財産の時価とその帳簿価額とその差額は、配当の効力発生日の属する期の損益として処理する。即ち、現物配当財産の譲渡損益を計上する。それと共に、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金を減額する。減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金の内訳は、取締役会等の会社の意思決定機関の決定に従う。

ただし、次の場合は、現物配当財産の譲渡損益は計上せず、配当財産の帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金を減額する。減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金の内訳は、取締役会等の会社の意思決定機関の決定に従う。

配当財産が子会社株式・関連会社株式で、これを株式数に応じて株主に比例的に配当（按分）する場合

企業集団内に配当する場合

配当財産に市場価格が無いこと等により、その公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合

自己株式の処分の認識日についても、改正が提案されている。昨年(2004年)の株式等決済合理化法制定に伴う商法改正により、2004年10月1日以降は、新株発行は払込期日の翌日からではなく、払込期日から効力が発生することとされた。自己株式処分の会計処理は新株発行に準ずることから、これに併せ改めるべきところ、会計基準（適用指針）ではまだ改められていなかった。そこで、自己株式の処分についても、対価の払込期日の翌日ではなく、払込期日に認識することとしている。

上記の自己株式の会計処理は、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準の適用指針」の改正で手当とする。改正指針の公開草案は、8月上旬に公表される予定である。